

1 議 事 日 程（第3日）

（平成26年第3回有田川町議会定例会）

平成26年9月18日

午後9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 陳情の審査報告について（陳情第3号）
- 日程第2 請願の審査報告について（請願第2号）
- 日程第3 請願の審査報告について（請願第3号）
- 追加日程第1 発委第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発委第3号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発委第4号 仮称「徳田橋」架橋にかかる意見書の提出について
- 日程第4 議案第62号 平成26年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第63号 平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第66号 平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第83号 平成25年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議案第84号 金屋町ふるさと基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第85号 有田川町過疎地域自立促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第86号 有田川町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第87号 有田川町道路線の認定について
- 日程第14 議案第88号 有田川町道路線の変更について
- 日程第15 議案第89号 平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負契約について
- 日程第16 議案第90号 財産の取得について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第19 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第20 議員派遣の件

日程第21 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	9番	森 谷 信 哉
10番	堀 江 眞智子	11番	中 山 進
12番	新 家 弘	13番	湊 正 剛
14番	増 谷 憲	15番	橋 爪 弘 典
16番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

5番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 林 宣 男 12番 新 家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福祉保健部長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

9番、森本明君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 陳情の審査報告について……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第3号として、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書が、本年第2回定例会、第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

委員長報告を行います。

陳情第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書が、本年第2回定例会、第1日目において当委員会に付託され、去る9月5日に委員会を開き、陳情の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました結果、意見書の提出については全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

……………日程第2 請願の審査報告について……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第2号として、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書が、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。この件につい

て、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

委員長報告をいたします。

請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書が、本定例会第1日目において当委員会に付託されておりました。去る9月5日に委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査いたしました結果、意見書の提出については全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

……………日程第3 請願の審査報告について……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第3号として、仮称「徳田橋」架橋にかかる請願書が、本定例会第1日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

請願第3号、仮称「徳田橋」架橋にかかる請願書が、本定例会第1日目において委

員会に付託されております。去る9月4日、委員会を開き、請願の趣旨、内容等について慎重に審査いたしました結果、意見書提出について全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

十分に審議の上、よろしく御決定のほどお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時38分

再開 9時40分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について及び発委第3号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてが提出されました。また、産業建設住民常任委員長から、発委第4号、仮称「徳田橋」架橋にかかる意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第3号として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

発委第2号から発委第4号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第2号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第1、発委第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

発委第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされ、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数に上り、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされており、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日、和歌山県有田川町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。

といたします。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………追加日程第2 発委第3号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第2、発委第3号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、新家弘君。

○総務文教福祉常任委員長（新家 弘）

発委第3号、「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書案

手話は、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

国においては、平成23年8月に障害者基本法を改正し、同法第3条では「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、また同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけているところである。

さらに、我が国は平成18年12月に国連にて採択された「障害者の権利に関する

条約」を本年1月に批准し、同条約には「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記されているところである。

以上のことから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、環境を整備し、さらには手話を言語として普及・研究できる環境を整備することを国として実現されたい。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日、和歌山県有田川町議会。

意見書提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………追加日程第3 発委第4号……………

○議長（湊 正剛）

追加日程第3、発委第4号、仮称「徳田橋」架橋にかかる意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員会委員長（殿井 堯）

発委第4号、仮称「徳田橋」架橋にかかる意見書の提出について、提案理由を申し

上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

仮称「徳田橋」架橋にかかる意見書案

県道海南金屋線の整備、改修につきましては、県当局の御尽力により着々と進み、別所、上六川間のトンネル工事も着工目前となつてまいり、地域といたしましても喜びもひとしおであります。この路線が改修されトンネルが貫通いたしますと、海南市を経て和歌山市へ直結しますので、国道42号線及び高速道路にかわる道路として、恐らく通行量も3倍に増すことが予測されます。したがって、この車の通行を速やかにさばくためにも、糸野、徳田間に県道海南金屋線と直結する橋をかけていただきたいのであります。この橋ができ上がりますと、町内の南北を結ぶ交通がよくなり、地域の産業振興や周辺地域の活性化につながるものと思われま。

以上の趣旨を御理解いただき、仮称「徳田橋」架橋の整備を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日、有田川町議会。

なお、意見書提出先は、和歌山県知事であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（湊 正剛）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願ひします。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

……………日程第4 議案第62号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第62号、平成26年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題と

いたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今回、この補正予算の中に、保育所の建設の設計予算額を組んでおりますが、このことについて伺います。まず、これは3つの保育所を1つの保育所にするという計画であります。田殿保育所は2歳から5歳まで、御霊保育所は3歳から5歳まで、きび中央保育所は6カ月ぐらいから2歳までの入所という条件になっております。この3つの保育所を統合して1つの保育所にするという計画であります。

この保育所の統合というのは、大きな背景があると考えます。それは、有田川町行財政改革の中に集中改革プランがあります。ここに町立保育所の統廃合及び民営化、保育所の民営化が可能かどうか、そしてきび会館施設の維持管理の削減を求めています。そして、これらは三位一体改革の中で公立保育所の運営経費が国の負担金、つまり目的財源から一般財源化され、自治体の財政困難の中で保育所運営財源がその他行政に使われかねないという状況にもなりました。しかも地方交付税が人口割配分を重点化するなど、交付税が減らされることとなります。

また、施設整備交付金が私立保育所向けに限定され、公立保育所に適用されなくなりました。これは国の施策が地方に対する締めつけであります。しかも合併算定替が32年になくなり、普通交付税が10億円前後減らされる見込みの中で、予算規模を40億円前後減らしていくことを推定しています。そこから2園も耐震化をして新築などできる財源の余裕がない等。また、人口が減少していくという中で、園児数も減少するという推察の中でこういう計画は上がってきたものだと推察いたします。

ここから問われることは、長期総合計画では3万人の人口のまちづくりをするという大前提があります。この後期の計画を見直すときに、私は人口設定の見直しをしながらもよいのですかとお聞きしましたが、そのままの計画でいくということでありました。ですから、その実現に向けて取り組むのが行政の責務であり、吉備地区という唯一の人口のふえているところで園児の減少を見込んでの保育行政となると、今後、公共下水道事業にも大きな影響が出てくると考えます。こういう観点から、この保育所の統合についてのお考えを、まず町長に伺っておきたいと思えます。

それから2つ目に、森の保育園構想であります。野外での遊びや運動を中心にさまざまな体験を深め、知力と体力を高めることや知的な好奇心、感性が豊かに育まれるといいますが、全国的にも実践経験も少なく、未知数の多い保育だと思えます。しかも公立で行う場合、保育内容について選択の余地がなくなってくるのではないかと。保育内容については、現場の保育士から上がってきたのかどうか分かりませんが、上からの方針なのか、実践するのは現場の保育士ですから、上意下達ではなく十分な議論

が必要だと考えます。

補正予算には建設工事の予算を計上していませんから、今議会で計上しなければならぬという合理的な理由も私は見当たらないと考えますから、以上のことから、来年度当初に向けて議論を引き続き続けてもよいのではないかと、こういうように考えますが、町長の考えを伺っておきたいと思えます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。増谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まずこの背景には、統合する3つの保育所、これも近く東南海・南海大地震が起ると言われています。その中で耐震の検査をしたところ、余りよろしくないということでもあります。そうすれば、どうすればいいんよと言うたら、統合するか、新たに3カ所を建て直すかという選択に迫られまして、やっぱりこの際、もう新たに建てかえるのではなくして、建てかえるにしても、もう3つ統合したら一番合理的ではないかと思えます。

それと同時に、この3つの保育所については、結構借地のお金もかかってます。そういう面から統合するのがよかろうということで、今回、統合のほうに進ませてもらいました。もちろん、統合するに当たっては地区の方々、それからPTAの方、また親御さんにも十分理解していただかなくてはならないということで、再三話し合いを持たせていただいて御理解も得ているところであります。

保育所の民営化については、今のところ全然考えていません。それと、もちろん有田川町3万人規模の人口にするという目標で、それに向かって努力をしているんですけども、非常にこれは難しいなという、今感じを持っております。

それから、今度の保育所は、コンセプトとして森が近くにありますが、ここで自然を使った自由な子どもたちの遊び場を提供しながら保育をするということで、森ばかりで遊ばせて保育するというわけではありません。その中の保育の中に何時間か森を使った保育をしていきたいというように考えております。おっしゃるとおり、またいろんな方と、建設に当たっては、保育する指導に当たっているいろんな保育士さん、あるいは父兄の方々とも今後しっかりと議論を重ねながら、できたら27年度の後半に完成できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度質疑させていただきます。

大きな観点からお伺いしているわけなので、そのうちで、この保育所の統廃合についてはいろんな意見が出てくると思えます。多くの子どもたちの中で保育をしてほし

いという声やら、運動会が少人数ではできないという声もあるでしょうし、統合賛成・反対の方もあればいろいろだと思います。でも今の状況を考えますと、地域からこれまでの学校もなくなってくるし、郵便局も減らされるし、JAも減らされていくし、それで保育所までって何か寂しくなってくるんですよね、考えてみますと。保育所というのは、それぞれ創立のときに地域の実情が大きく反映した歴史的な事情もあります。だから統廃合をするにせよしないにせよ、今後、本当によい保育ができるかどうかということにかかわってくると思いますので、やっぱり関係者の方の声をどれだけ反映したものになるかということが、今後特に求められてまいります。保育は公的責任でありますし、保育士や労働者が皆さんと一緒になって考えることも大事でありますし、有田川町子ども・子育て支援事業計画も再度見直しされている最中でありますから、今後、これらの事業計画の中にもどのように位置づけられているのかも少しばかり触れていただいたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほど町長答弁がございまして、再度ということで、私のほうからは補正、追加でさせていただきます。

コンセプトは、森と木と人で育てる心と体というふうなコンセプトでございます。当然、なぜ合併・統合するのかという話は、町長から申し上げましたとおり、老朽化、耐震性、子どもたちの減少等々ということでございます。その中で、今議員御指摘のとおり、やはり私たちが一番大事にしていかなければならないというのは保育所の原点であります。そういうところで言うと、心と体を育むところ、子育て支援をするところということだと考えております。そのためには、保育の質の向上というのがキーワードになってこようと思います。当然、質の向上というソフト面ではなくて、ハード面の保育環境を整えるということもこれは大きな問題でございます。

その中でどういうふうなコンセプトですのかということが議論になってくると思います。当然、私たちの考えている保育ということは、今、子どもたちに何が足りないのか、バーチャルな世界で遊ぶ子どもたちがこれでゲームとかそういうので心が育むだろうか、体はどうなのかということになりますと、やはり森、木という自然というものがキーワードになって出てくるんだろうということで計画はさせていただいております。ただ、これは私どもだけの考え方ということではなくて、全国的にも森の幼稚園という制度もありますし、当然、1950年代にヨーロッパで始まったものではございますが、全国的には長野県でも公認されるというふうなことにもなっておりますし、そういう新しい保育の形態も取り入れていければいいのかなというふうに思っております。

過日、保育士さん60名全員にお声かけしまして、夜だったものですから任意とい

う形で研修会を持たせていただきました。今後の考え方でありませうとか、保育方針であるとか、合併・統合についての話をさせていただく中で意見も伺う、また言えない方については後ほどアンケート調査もいたしまして、おおむね良好な形でスタートしております。

今回は、まだ建築まで1年半ございます。この中で補正をやってやっていくということは、ハードもそうなんです、当然、保育コンセプトをきっちりするための保育士さんの研修期間というのも含めた上でのことであると御理解していただければと思います。

最後に、子ども子育て会議の中で報告書が本年度末に出てくるわけでございます。それも住民アンケートをもとに、有田川町としてのよりよい保育のための指針も出しておりますので、それも年度末に出させていただきますので、あわせてごらんいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

37ページの地籍調査課のところでこの予算を何してるんやけど、職員給料とか、そこは何名でやってるのかというのが1点と、もう1点が、あるときに県道あって、県の河川があって、そのところに管理道がこうあるんやけど、その管理道のところ、幅何メートルになってるんかなと聞いたら、そんなんやったら見に来いというような、どんな仕事してるんかなと。

また、区長さんでも見に来やすんやかいに、そうと違うて、要は県道あって、県の河川があって、そこに管理道があるのに、何番地のところが何メートルの幅ですかと。これは個人情報秘密法とか、そういうものに当てはまるんか、当てはまらないのか、またそういうことで、おかしいなと思うんやけど、町長がおかしいと思うんか、おかしくないと思うんか、その点もお聞きしたいと。それで給料が何名でこれを払うてるんという問題とその2点。

（「ちょっと休憩やって」と亀井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩10時10分

再開10時11分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

地籍調査課の職員の人数のことなのですが、11名で対応させていただいております。

（「ちょっと休憩」と亀井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

暫時休憩。

~~~~~

休憩 10時12分

再開 10時14分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

その人数は変わらないんですが、職員の中で給料の高い方とそうでない方の異動が4月にありました関係で、今回減額ということになってございます。以上です。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

僕、2つ聞いてるんでね。今回のこの議会では、配置がえとかいう形で給料の変更でっていうやつとか、全体的な流れとかでなる。ただ、今は11人とこういう形の中でその人数を聞いたけど、もう1点は忘れてるんか。

もう1点、仕事で地籍の方に県道とそれに沿うて直角というのか、そこに県の河川があると。その管理道の幅がどんだけですかとこれを聞いたときに、僕が言うてくれなんだと、見に来いと。区長さんでも来やすんでってこういう話をするんで、地籍調査課で個人情報保護法で言えない部分も、一般的に町の業務であると思います。それが業務にどう思うんですかと。そんなんをなぜ言わないのかなと。この何番地の、番地まで言うてるんで、その番地のとこで何メートルにここなってるんですかと。区長さんに僕言われた、区の役員さんに言われたんや。区長さんが電話してでも、そんなんは見に来いとと言うんで、ちょっとそんなんおかしいと思わへんかいつて言うさかいに、僕が電話したら、見に来とていうてわざわざ見に行ったんやけど、そんなんせんなんのかいと。その職務に当てはまってるんか、当てはまってないんか、区の役員さんがおかしいと思うやつを僕に言われて、僕もおかしいなと思ってんけど、こへ座って町長ほかの部長でも、今答弁をいただいたんやけど、その肝心なところなぜ抜けてるや。議長、きちっと答弁いただきたいんでよろしく。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

大変申しわけございませんでした。

亀井議員御指摘のことなんですが、ちょっと職員の説明不足があったと思います。どうも済みませんでした。ただ、私も電話でお答えすることにつきましては、やはり図面を見ていただいて、ここだということをはっきりとわかっていただくことで、その指定された場所が間違いなのかどうかということがございます。ですから、御足労ですけれども来ていただきまして、場所を確認していただきたいという意味を込めた上で来ていただきたいということを説明させてもらったと思います。ただ電話で聞いて、もし間違ったところをお答えしたときにトラブルということも考えられますので、大変御足労ですけれども、来ていただいた上で、ここだという場所を確認していただいた上で、長さとかそういうのをちゃんと説明させていただきたいということがありましたので、そういう行き違いというか、ことになったというふうに思っております。電話でお答えできないのは申しわけないんですけども、トラブルをなくすということでわざわざ御足労願っているということでございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

僕、町職員は公僕として町民全体に行政サービスというものが必要になってくる。今の部長がおっしゃられたことは、その職員がそんなん言うてたんやけどね。要は個人の土地とか、その民民とか官民境界の話をしてるんと違くて、あれは普通は地図で見ても何やけど、地籍で見やなんたら、この河川の幅と道路の幅といっしょくたに、公用地というのか、官地に入ってるんで、普通に聞くわけですよ。それを区長さんが普通に電話して、ここの道どんだけかなって、多分番地も言うてるんやから、そのところが大体どのぐらいですよと、詳しいこととかいうもんはまた聞いてくださいよとか、ここまで持っていったらいいと思うんやけど、要は一般的なほかの課でもそうやで。

水道課でもあける、今度は閉めると言うたら、町の水道の公認業者はあんねやし。その人を通じて自分で閉められるもんと違うし、すまんねんけど、あけたいんよ、閉めたいんよっていうとき、公認の水道業者を通じてお願いすると。そしたら、閉めに来てくれやんのやけど、あれどんなになってるんなど、来いと。来いって、そんな人任せな話ってどこにあるんな。水道課へ来なさいというようなことを言うて、はいはいって言って行ったら、すまんよというようなことを言うて、それも水道課でとめたり閉めたり、個人で自分が電話しての話と違くて、公認業者が入って、そのぐらいでなけりゃ、下六川から年寄りがいてて、それでおいでよって言うたら、今度はタクシ

一で行かんなんような状態にならいしょと。それは個人でないとやっぱり申請をせんなんのどと。それは、町公認業者というものがどのような位置づけでしてるんよと、その点も一遍部長に。そんな職員が閉めたりあけたりするんに一々来いと。今の地籍の話とも変わらへん。これで町職員がほんまに行政サービスをしてるんかなとこう思うんで、その件を一回聞いて、そのあとの感想を町長に聞いて終わります。担当課で。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

今、亀井議員がおっしゃられたことにつきましては、私もはっきり把握はできてないんですが、そういうお年寄りであるとか、体が不自由な方であるとか、そういう方についてはいろいろと対応を考えていかねばならんのかなという気はします。

ちょっと今、それぐらいしかお答えできないんですが、それでよろしくお願ひします。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

別に僕は一般論として、一般町民でもおかしいんと違うかって。体の悪い人は当然なことやけど、それでもそれは一般論として、何のために町の水道課に水道の公認業者がいてるんよと。それを通じていろいろ水道をとめたりあけたりは願ひをせんなんと。それで、体の悪い人は別やで。別やけど、地区的に近くでいてる人と、遠いからなんして、そこへ車もなかったり、お年寄りらで住んでたら、その何がタクシーでも行かんなんのと違うんかいと。そこまで何のために公認業者に、公認業者でなけりゃ水道をあけたり閉じたりのこともしないでしよう。それをなぜできやんのかなとこういふことであるんで、もう町長、その2点について行政サービスでどんなこと、副町長でも一遍答えてくれ。あんたは職員の統括者やさかいに。以上です。

○議長（湊 正剛）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

行政はきめ細かいサービスをしていきたいとこのように思っております。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

今後、細こうするってそれでええけど、職員を統括するの。町長、そういうその2点について、僕はおかしいと思てるんやけど、町長は、部長らの答弁みたいにおかしないうて言うんか、ちょっとおかしいよと言うんか、その点だけ教えてほしい。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

多分、地籍の問題も、万が一トラブルがあってはならないということで、現地を確認してもらうのが一番いいということでやったんだと思います。ただその中で、説明の中に多分来いとかいろいろ言うたことで町民の皆さん方が不快感を持っているように思われますので、今後そういうことのないように徹底したサービスができるように指導していきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

16番、いいですか。

（「はい」と亀井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

今、てれこになってちょっと意見小止になったんですけども、増谷議員の関連について質問したいと思うんです。

まず、今、堀江議員も多分その説明で手が上がっていると思うんで、3点ばかりお伺いします。

この保育所の件で地元同意、まず、御霊、田殿、藤並と地元近隣の人の同意はもう万全にとれてるんか、この1点。そして今後、この今予算が上がっている2,500万円ほどですか、これに対してのコンサル関係の安全的な面。ただ抜本的な見てくれだけのシミュレーションではなしに、子どもさんを預かるんですから、周辺の安全性の面、これも頭に入れて今後進んでいっていただきたいと、こういう2点ばかりお伺いします。部長どうぞ。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地元同意でございます。これにつきましては、昨年度から地元協議、また町長も申しあげましたとおり、保護者さんの協議、重ねてまいりました。昨年の区長さん方でありますとか、また保護者の方々の御意見も拝聴し、今年度になりましてまた新たに田殿地区、また御霊地区の方々及び区長さん方々にも御意見を拝聴させていただいております。

その中では、大きな反対ということではなくて、耐震の問題もあり、またさまざま

な要因もある、例えば道の問題、通学の安全の問題等々もあるので、できるだけ早い機会に新しいところでよい環境にしてくれというふうなお話がありました。

保護者の方々についても、やはり御心配されているのは、安心・安全ということだと解釈しております。そのためには、多少の皆さん方、思いの差はあるものの、総じては安心して保育できる環境のためには建てかえという部分で動いていただきたいということで御意見は頂戴しておるところでございます。

最後に、安心・安全というふうなことでございます。当然これにつきましては、設計については公共物でございますし、お子さんが集まる場所であるということで、また御近所に対する配慮、これも忘れてはならないことだと考えております。そこにつきましては、当然プロポーザルという形にはなろうとは思いますが、機能、安全性、環境面は十分検討を重ねて、配慮をしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともまた御指導等をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

今、御答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、その点については万全を期して今後進んでいってもらいたいと思います。また地元、これは町長にお伺いしたいんですけども、まず今のきび会館を解体して、あそこへ建てるということなんで、そのきび会館でこの前の一般質問をさせてもらったんですけど、社会教育面であの辺の地元の人が使ってる要素があると思うんで、それを解体することになったら、方々へ分担せないかん。そこでやってる公民館活動、やってるダンスとかあいう地域の人が使ってる部分の配慮も今後なされていられるかどうか、その点ももう1つだけお伺いしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん、きび会館、今度取り壊すんですけども、地元の人也使ってる部分があります。この建設に当たっては、この前も御質問いただいたとおり、地元の人とも今後協議を重ねながらやっていきたい。その中で、体育館も広いんで、園児の遊ぶ場とか、いろいろなお遊戯のする場とかで、もう少し手直しをやって、体育館も使っていきたいなと思っています。地元の人とはもう十分協議をさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

いいですか。

（「結構です」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

関連質問をさせていただきます。

この保育所、3所合わせて340名の定員になっていると思うんです。このままでいくかどうかというのはわかりませんが、藤並保育所の定員よりすごく大幅に上回ることになりますが、このことについてはどんなふうにご考えておられるのか。

また、ゼロ歳児から5歳児までの各定員はどんなふうにご考えておられるのか、何人にしていくということももう既に考えられているのか、そのことをご聞きしたいと思っております。

それからまた、保育士の人数は、それでは今とどう変わっていくのかということもご聞きしたいことと、また先ほど質問したと思っておりますが、ちょっと答えが聞き取りにくかったので、建設概算事業費などもどうなっているのかということ。

それから、一番大事なことは、子どもたちの給食調理室、これも計画の中にあるのかということをご聞きしたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。4点あったかと思っております。

まず、定員についてでございます。定員についてなんですけれども、その設定については今現在、実数で言いますと、田殿が70名、御霊が81名、それときび中央保育所52名、トータル203名というふうになっております。そういう中で、どういうふうな人数割りにしていくのかというふうなことだと思っております。御存じのように、ゼロ歳児だったら1人の保育士で3人を見る、これがマックスでございます。1歳だと1人で6人とか、こういうふうなところを照らし合わせていきますと、10組から12組のクラス数になるのではないかと考えます。

ただ、これも開いてみますと、現在のところの開園時間がちょっと短うございまして、藤並より短い。藤並と同じぐらいの時間数にすれば、藤並へ今まで行かれています方もちょっとこっちの方に流れてきていただけることもあろうかと思っております。そういう意味からでは、藤並の緩和というのもできてまいりましょうし、また逆にこちらのほうで手厚くしていかなければならないのかなというふうな思いもあります。

そういう中で、トータルで言いますと、ゼロ歳児で今7名、1歳20名、2歳で36名、3歳40名。

（「ちょっとゆっくり言うて」と堀江議員、呼ぶ）

○教育部長（三角 治）

よろしいですか。ゼロ歳が7名、1歳が20名、2歳が36名、3歳が40名、4歳が48名、5歳で52名、トータル203名というふうになっております。ただ、

これはことしの数字でございますので、毎年毎年数字は動きます。

そんな中で保育士数も、現在はトータルで42名でかかっておるんですけども、30名から40名程度、これは保育クラス数に合わせて考えていかなければならないと思っております。当然うちの方針といたしまして、1人で1人のクラスを見るというものではなくて、サポートする者が必ずつきますので、最低でも1クラス2名以上というふうな形で子どもたちの安心・安全というのを守っていききたいなというように考えております。ということで、藤並もふえてはおるんですけども、そこら辺の対策も含めて、これとの整合性も考えて、藤並の緩和も図っていききたいというふうに考えております。

保育士の人数も先ほど申し上げましたとおりでございます。事業費につきましては、今回、予算要求どおりにはなかなかいかずに、これぐらいの結果になったんですけども、トータルで全部の外構から始まって、森の整備から解体から始まって、大体5億円までだと思います。

(「ちょっと5億円」と堀江議員、呼ぶ)

○教育部長(三角 治)

5億円まで。5億円以上は絶対にだめやというふうに言われておりますので。

実は、補助もなかなか少のうございます。ただ補助も使いながら、なるべく1度建ててしまうと、建てかえというのはなかなかきかないものですから、よりよいものをつくっていききたいというふうに考えております。そこら辺は財政とのお話が今後続いていくのかなと思っております。

給食につきましては、保育法で申し上げますと、自校給食というのは原則でございますので、自校式を貫いていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(湊 正剛)

10番、堀江眞智子君。

○10番(堀江眞智子)

今、御答弁をいただいたんですけども、今現在の人数を言っていたんですけども、ことしは203名でしたが、去年は253名、その前は227名、平成23年は234名と、ことしはちょっと極端に減ったようですけども、やはりこれから有田川町のこの吉備地域というのは、有田川町全体的には園児数は減少していくことは予想されるんですけども、母子手帳なんかも昨年と比べたら50名も受け取る方がふえているということもありますし、下津野地区でもどんどんと家ができていくという状況も生まれてくると思いますので、すぐ先だけを見るのではなく、ずっと未来も見ていって、極端な定員数を削減するということは避けるべきではないかなと思います。

それにしても、アンケートでも3割の方がマンモス化について不安を抱いている、心配しているということもありますので、そのところもぜひ考えていただきたいな

というふうに思います。

先ほどから皆さんお聞きしている、その地域との話を詰めていくということも町長に答弁していただきましたが、そのことについてはぜひともしていただきたいというふうに思います。設計してもう後は変えられないというのではなくて、設計する前にその話を詰めていってもらうことが一番大事なんではないかなと思っております。以上です。

○議長（湊 正剛）

回答は。

（「さっきのこの人数。もうちょっと定員のところで」と堀江議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

失礼いたします。定員につきましては、今言った数字は本年度のことでございます。当然その人口動態等々を見ながら、どういうふうに動いていくかというのを予測しております。あとは子どもたちの動き、これは大人の仕事の絡みもありまして、また保育時間帯もありまして、藤並に集中するというふうなこともございます。そこら辺につきましては、時間帯を動かしていくことも必要でしょうし、就業形態に合わせていくことも大変必要なことだと考えております。

そんな中で、未来を見詰めて、子どもたちの動向、社会の動向をつかみながら、適正規模の保育所づくりを頑張っていきたいと考えております。さらには、もちろん保護者さんの同意も大事ですし、その環境で働く保育士との話し合い、保育方針について、保育の質についてということも大変大事というふうに思っております。この10月からまた保育士トレーニングも始まります。さまざまな面で保育の質の向上を図っていきたいと思っておりますので、また御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時40分

再開 10時55分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第5 議案第63号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第63号、平成26年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第64号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第64号、平成26年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第65号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第65号、平成26年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第66号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第66号、平成26年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第83号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第83号、平成25年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員長（橋爪弘典）

平成25年度有田川町水道事業会計決算報告です。

去る9月3日の本会議におきまして付託されておりました議案第83号、平成25年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、9月10日に委員会を開催し、説明員として建設環境部長及び水道課長ほか課員2名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

決算書13ページの平成25年度における水道事業の業務概要につきましては、給水人口が1万5,752人で昨年度から109人の増加、給水件数については6,132件で113件増加し、対前年比1.9%の増加となりました。総有収水量は、前年度に比べ6万8,600立方メートル増加し、222万6,000立方メートルと対前年度比3.2%増加し、給水収益につきましては、対前年度比1.8%の増収となりました。

また、25年度の収支状況は、3ページにありますように、当年度純利益が4,414万4,000円で黒字決算となりました。前年度の繰越利益剰余金を加算すると8,128万円の利益剰余金が生じております。

営業収支の内訳については、14ページ、15ページにありますように、給水収益などの営業収益が前年度より839万円の増収となり、営業費用については、前年度に比べ128万円増加となつて営業利益は711万円の増益となっています。資本的な事業につきましては、支出に対し収入が1億4,320万円不足しましたので、損

益勘定留保資金等で補填しています。

また、利益剰余金の処分については、5ページにありますように、建設改良積立金に6,000万円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すこととしています。

続いて企業債についてですが、22ページにありますように、平成25年度の償還金は、元利合わせて8,062万円でした。25年度末の企業債未償還残高は8億3,030万円と昨年度に比べ6,069万円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。今後においても、企業債に係る将来負担の軽減を図る取り組みとして、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けております。

次に、25ページの経営分析を見ますと、有収率は83.9%と昨年度より向上しており、良好な水準を維持しています。また、供給単価は161.71円で、給水原価の134.8円を上回っており、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施され、有収率を高い水準で維持するよう要請をしております。

次に未収金についてですが、水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平公正の観点からも、断固たる態度で未収金改修のために給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたく思います。また、湯浅町への分水に伴う料金単価について、町内の水道料金と比較して不均衡となっているため、本年度末の料金改定時にはこれを改善するよう要望しました。

最後に、事業の経済性を高める努力をより一層お願いするとともに、災害時の備蓄水などの緊急時への対応も含め、今後とも安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることを担当職員に要望いたしました。

以上が審査の経過であります。平成25年度有田川町水道事業会計の決算については、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告を申し上げます。よろしく御審査の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

……………日程第10 議案第84号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第84号、金屋町ふるさと基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この条例は、町長さんの説明では旧町から引き継いだ暫定施行の基金条例であったと。25年末で基金残高の全てを取り崩し、今後も積み立てる見込みもないため条例を廃止するものでって、それもよくわからない。ちょっと確認のために、一応25年度末でこのお金が幾らあって、どこへほうり込んだか、それだけ確認したいと思いません。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

25年末までにもう全部使い切ってゼロであります。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第85号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第85号、有田川町過疎地域自立促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第86号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第86号、有田川町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

これについては、担当の職員もこういう地域発展のために企業誘致とかを思っていると思うんですけど、これにどのようにアピールして、その反応というようなものが、これできなんだら、議決をせなんだら本刷りにならへんのか、事前的な予測としてはどのような予測というものをしておるのか、その点だけちょっと聞きたいと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

今の質疑にお答えをしたいと思います。

この半島振興地域におけます固定資産税の特例措置に関する条例の制定でございますけれども、県下の市町村では18市町村がこの計画をもって各市町で条例を制定しているところでございます。ただ、これを制定することによりまして、企業で設備投資などをした場合には、ここで軽減の措置が受けられるということでございますので、今の企業におきましても設備投資をしたら軽減措置が受けられるということがございますので、PR等々をしていって、今後これを利用していただける企業がふえてくれることを期待してございます。以上でございます。

(「結構です」と亀井議員、呼ぶ)

○議長(湊 正剛)

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(湊 正剛)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第13、議案第87号及び日程第14、議案第88号の議案2件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第87号及び日程第14、議案第88号の議案2件を一括議題とします。

日程第13、議案第87号及び日程第14、議案第88号の議案2件は、本定例会第1日目において産業建設住民常任委員会に付託されております。委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長(殿井 堯)

委員長報告、議案審査報告をいたします。

去る9月3日議会初日、当委員会に付託された議案第87号、議案第88号の有田川町道路線の認定及び変更に関する議案2件について、産業建設住民常任委員会における審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

委員会は、9月4日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、各路線の概要の説明を受け、現地にて説明を聴取の上、状況の調査を行い慎重に審査いたしました。

その結果、議案第87号については、今回新規に下津野地内において、県道吉備金屋線から出橋付近の町道丹生岡下津野線とを結ぼうとする路線であり、以前から地元の要望も強く、地域間を結ぶ生活道路として非常に重要な道路となり、認定基準にも該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号については、野田地内において、今回路線の終点を変更し延長しようとする道路であります。旧路線は、今年度第2回定例会において認定した宅地分譲内の道路でしたが、今回延長することにより町道小島野田2号線と直結することになり、住民の利便性が向上され、地域間を結ぶ生活道路として重要な道路となり、認定基準に該当し妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

以上、産業建設住民常任委員会から、審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第13 議案第87号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、議案第87号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第88号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議案第88号、有田川町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第89号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、議案第89号、平成26年度有田川町営二川小水力発電所建設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第90号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、議案第90号、財産取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いたします。

……………日程第18 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました常任委

員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第19 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第20 議員派遣の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。よろしく申し上げます。

……………日程第21 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第 2 1、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 2 6 年第 3 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 1 1 時 2 4 分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 湊 正 剛

4 番 議 員 林 宣 男

1 2 番 議 員 新 家 弘